

◎新潟県告示第1077号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団 前川歯科医院	柏崎市東本町2丁目2番40号	令和3年4月19日
あらかわ歯科クリニック	村上市坂町1569番地2	令和3年7月31日